共同研究又は二重雇用の事例における使用者等への権利の帰属

共同研究又は二重雇用の事例において、2者の使用者等に適用される権利帰属の制度(従業者原始帰属・使用者原始帰属)の3種の組合せごとに、使用者等への職務発明に係る特許を受ける権利の帰属及び承継に ついては次のように考えられる(※以下はあくまで考え得る結論の一例であり、改正後の法制により結論は変わり得る。)。

70 (189	ついては次のように考えられる(※以下はあくまで考え得る結論の一例であり、改正後の法制により結論は変わり得る。)。 「			
	(1)A 社・B 社(C 大学・D 社)とも従業者原始帰属 ・予約承継 ¹	(2) A 社 (C 大学) が従業者原始帰属・予約承継、 B 社 (D 社) が使用者原始帰属	(3)A 社・B 社(C 大学・D 社)とも使用者原始帰属	
① 共同研究の事例。	A 社 B 社 承継 承継	A 社 B 社 権利 承継	A 社 B 社 権利	
	権利 a b	権利 a b	a b	
	・特許を受ける権利は、共同研究者 a・b の貢献度に応じた持分割合で a・b に原始帰属し、それぞれの持分が A・B に予約承継される ³ 。	・a・Bの貢献度に応じた持分割合で a・Bに原始帰属し、aの持分が Aに予約承継されるのではないか。	・特許を受ける権利は、A・Bの貢献度に応じた持分割合で A・B に原始帰属するのではないか。	
	・しかし、a・b が結託して同意を与えないと、A・B は、特許を受ける	・A は、B の同意が無いと、a の持分を承継できない(特許法第 33 条第		
	権利の承継を受けることができない(特許法第33条第3項)。	3 項)。しかし、A・B間の共同発明契約に適切な条項を置くことで対応		
	1年刊の外間を文目のことが、「日日本第 50 米第 5 項)。	すれば、法律上は大きな問題とならないと考えられる。	1年700万元に示る同庭は上しないのではないが。	
② 二重雇用の事例4	C 大 D 社 承継	C 大 D 社 権利	C 大 D 社 権利	
	を 権利 X	承継 権利 X	X	
	・特許を受ける権利は、研究者 X に原始帰属し、C·D それぞれの貢献度	・特許を受ける権利は C 教員としての X と D の貢献度に応じた持分割	・特許を受ける権利は、C・Dの貢献度に応じた持分割合でC・Dに原始	
	に応じた持分割合で C·D に予約承継されるのではないか。この場合、C・	合でX・Dに原始帰属し、Xに帰属した持分がCに予約承継されるので	帰属するのではないか。この場合、特許を受ける権利の承継に係る問	
	Dへの特許を受ける権利の承継にXの同意は不要であるので、承継に係	はないか。この場合、Cは、Dの同意が無いと、Xの持分を承継できな	題は生じない。	
	る問題は生じないのではないか。	い (特許法第 33 条第 3 項)。	・他方、この場合、C・Dに各々完全な特許を受ける権利が帰属すると	
	・他方、特許を受ける権利は、研究者 X に原始帰属し、C·D は各々完全	・他方、特許を受ける権利について、各々完全な権利が、Cに予約承継	の考え方もあり得る。その場合の C・D の優劣関係については、何らた	
	な権利を予約承継する(二重譲渡になる)といった考え方もあり得る。	されるとともに、Dに原始帰属するといった考え方もあり得る。その場	の手当が必要となる可能性があり得る。	
	この場合、C・Dのうち、先に出願をした方が特許を受ける権利を取得	合の C·D の優劣関係については、何らかの手当が必要となる可能性が		
	する(特許法第34条第1項)。	あり得る。		

¹ 使用者法定承継は、原則として従業者原始帰属の場合と同様の結果になると考えられるが、例えば、従業者等から使用者等以外の第三者への職務発明に係る権利の譲渡を無効にする等、法制次第では、その効果は使用者原始帰属に近づく。

 $^{^2}$ A 社と B 社が、それぞれの従業者である研究者 a 及び b により行った共同研究に基づき、職務発明がなされた事例。

³ ただし、貢献度に基づく a·b 間の持分割合と合意に基づく A·B 間の持分割合が異なる場合には、理論的には、出願時に A·B 間で特許を受ける権利の持分の譲渡が行われて調整されると観念できる(他の場合も同様)。

 $^{^4}$ 研究者 Xが、C大学と D社の双方に身分を有しているが、C大学と D社との間には、Xの職務発明に係る特許を受ける権利の帰属の持分割合に関する合意がないケースを想定。